

開催日時：平成 29 年 10 月 19 日（木） 13：40～16：25

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋青也内閣府地方分権改革推進室参事官、竹中一人内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官、浅野敬広内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 29 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番35：市民農園を開設できる者の要件の緩和（農林水産省、国土交通省）>

（高橋部会長）通知を発出していただけることについて感謝申し上げます。

その上で、市民農園整備促進法施行規則第 9 条で、「法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない」という規定になっており、権利能力なき社団までこの規定で包摂できるか、必ずしも明確には読み取れないという危惧がある。省令で規定することは考えられないのか。

（農林水産省）市民農園の開設は、特定農地貸付法に基づき開設する場合と、市民農園整備促進法の開設手続により、特定農地貸付法の承認を得たものとみなすという 2 通りの方法がある。市民農園整備促進法の手続の場合において、市民農園整備促進法施行規則で法人と規定している部分については、任意団体においても、この手続で問題がないということを通知できないかと考えているが、御指摘があった懸念もあるので、省内の法令担当部局とよく相談してまいりたい。

（高橋部会長）農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則第 3 条で、もともと権利能力なき社団を想定していた規定があると承っている。そのような意味では、関連法令の中で既に先例もあり、権利能力なき社団を法令上きちんと位置づけることも有り得るかなと思うので、できれば正規な法令という形で御検討いただけると、ありがたく思う。ぜひその辺りについて、法令担当と御検討いただきたい。

（大橋構成員）権利能力なき社団が主体となることができることについては、他の法令等を見ると、法人格なき社団が申請する場合の申請書類という形で明記してある例がある。例えば組合のような場合、契約書の写し、資産目録、履歴書というようなもの。今回、この権利能力なき社団を開設主体に加えることになると、市町村で確認する対象となる書類等がある程度明示していただくことも必要だと思う。そのようなお考えがあるかということ、また、それは通知レベルなのか、省令レベルで御検討いただけるのか、その辺りの見通しをお聞かせいただきたい。

（農林水産省）必要な事項については、少なくとも通知レベルで明示し、現場で混乱が起こらないようにしたいと考えている。

（高橋部会長）他法令では厳格に添付書類を要求したりする例があり、それは権利能力なき社団による活用を阻むようなところがあると思う。確認書類については、あまり負担となるようなものを課すと、

なかなか申請が出にくくなるということがあるので、その辺をぜひ御検討いただきたい。

(農林水産省) 現在、権利能力なき社団による市民農園の開設要望があるのは1件であるため、農林水産省としては、多可町との調整により、提出書類については極力簡素化するようにする。今後、多くの申請が出てくるような状況があり、必要書類について市町村からの要望等があれば、そのときに考えたいと思う。現時点では多可町のみ要望であるので、そちらが不便にならないようにし、あとは我々として一定程度確認ができるものであれば、最小限に絞っていきたいと考えている。

(高橋部会長) ヒアリングの過程の中で、農林水産省としては、個人またはいわゆる認可地縁団体等の法人による市民農園の開設ができるだけ望ましいという御見解もいただいたところである。その部分については、所管省庁の見解に関わらず、市町村できちんと判断できるということによろしいか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) 可能であれば、省令において記載するという事、もう一つはなるべく簡素な形で、事務的な負担がないようにという形をお願いできればと思う。

スケジュールとしてはいかがか。対応方針の閣議決定との関係から、11月末ぐらいには方針を示していただけるとありがたい。その辺りは問題ないか。

(農林水産省) 通知レベルであれば年度内には出せると思うが、省令改正になると少し法令部局との調整も必要となるので、少し時間をいただくことになるかもしれないが、年度内をできる限り目指していきたいと思う。

(高橋部会長) 対応の目途をはっきり示していただければと思う。

(農林水産省) 承知した。

<通番37：土壤汚染のおそれがない土地の形質変更などに関し、土地の所有者等から都道府県知事への届出義務を廃止>

(高橋部会長) 平成30年以内に中央環境審議会で検討し、結論を出していただくということで、ありがたい。土対法の改正の趣旨が、リスクに過剰に反応するような規制はなるべく避けようとするところにあると承っているの、ぜひそういう方向で広く検討していただきたい。

1つは、保安林はぜひ御検討いただきたいが、保安林に限らず山林、中山間地などでほとんど汚染のおそれがないようなものや人の手が加わる可能性がないものをぜひ届出の除外にさせていただきたいと思う。この点はいかがか。

(環境省) そのあたりは、自然汚染による汚染がありえるので、一概に届出除外とすることは、なかなか難しいと思う。しかし、確かにもともとの趣旨は有害物質を使ったところが危ないということなので、汚染のおそれがないところを客観的に判断できるのであれば、省令に書きたいと思っており、その趣旨は同じと考えている。客観的に届出対象から外せるところは届出数を減らすという意味でも省令に載せたい。届出除外をうまく省令に書けるかどうかは、自然汚染をもう少し考慮しなければいけないため、いろいろ議論していきたい。

前回もお話したが、法案のパブリックコメントのときも、届出除外にして欲しいという意見と、届出除外にするのはどうかという意見の両方が出ているので、もう少しいろいろな御意見を聞きながら、今度は都道府県へのアンケートも実施したいと考えているところ。

(高橋部会長) 土壤の搬出規制は、土壤汚染状況調査により汚染があると判明して、要指定区域に指定されないと、かからないということで良いか。

(環境省) しっかり。調査をした後、その結果を踏まえて指定を行う。届出は、あくまでも都道府県知事が調査をさせるかどうか判断する場面であり、土壤の搬出規制は、判断した後に調査をして、その結果を踏まえて区域指定されてからということになる。

(高橋部会長) 土壤の搬出のおそれがない場合に、自然由来の汚染は考慮する必要があるのか。

(環境省) その場で大規模に飛散させるような工事をする場合等を含め、汚染土壤の拡散や地下水汚染の発生等を防止する趣旨で規制している。

(高橋部会長) そういう意味では、搬出しないという場合は届出対象外とすることはできないのか。中

環審で専門の方の意見を踏まえて検討していただくということなので、搬出しないような形質の変更の場合は届出不要にすることも御検討いただければと思う。

今、即答していただかなくて結構だが、いずれにしても、今、申し上げたことも含めて、やはり地域の実情や地方公共団体の意見を十分に聞いていただけるとのことなので、よろしくお願ひしたい。(大橋構成員) 事前の届出規制がかかっていると、30日の期間はやはり工事の着手ができない。そういう事例がかなりあり、調査命令の発出が届出件数の1%ならば、この規制は有用か、やはり対象の絞り込みがまだまだできるのではないかという議論になる。

例えば、土地の形質変更について、ある程度影響がない場合や、土地利用としての区域の性格からすると土壤汚染がないような場合等というカテゴリーを幾つかつくっていただければ良いのではないか。過去に調査命令が出た事例を当てはめると、比較的土壤汚染が出やすいエリアとそうでないエリアがある程度整理できるのではないか。環境を守るために慎重な仕組みができていると理解するが、届出による機会損失というわけではないとしても、必要以上に規制されてしまっている部分があるのではないかという提案なので、やはり届出範囲を限定する方向で努力をしていただく必要がある。検討いただくときにも、今、申し上げたような趣旨から、実際にこの調査命令の対象が何パーセントかというデータがあれば、それをお示しいただき議論していただくと良いのではないかと思う。

あと、既存の知見に係る条件付けについて、私は大事だと考えるが、例えば、以前の調査で安全が確認されている場合、その後の土地利用が不明なため安全とは言えない。確かに前回の調査から今に至るまでの間に何かあるかもしれないが、その間に新たな土地利用等の行為がないことが、ある程度外形的にわかるものであれば、前回の調査を信用して安全性は継続していると考えても良いのではないか。そうだとすると、幾つかの条件をつけた上でなら前回の調査結果を利用できるものもあると思われる。届出除外とするものを一回見直すと他にも同じような事例が出てくると思うので、提案の趣旨も踏まえてリードしていただきたい。今回の提案が出てきた趣旨を踏まえての御検討をぜひお願ひしたい。

(環境省) もともと調査させ過ぎではないかということで、調査をさせない仕組みにしたが、その場合には一回、都道府県知事の判断をかませる必要があるということになった。都道府県知事の判断がどこまで必要かは、第1次答申の中でも、過去に著しく汚染の可能性が低いと考えられる土地に係る届出は過剰だと指摘されているので、都道府県知事が判断するまでもなく、最初から届出の必要がないのであれば、御指摘を踏まえ、届出除外を幾つか場合分けして、こういうケースはどうかという視点で、客観的なデータと都道府県の意見等を聞きながら、検討を進めるようにしたい。

(高橋部会長) ほかはいかがか。

(勢一構成員) 今の御指摘と重なるが、やはり環境影響調査などのかなり手厚い調査をした部分については、その調査結果を社会的に活用できるような仕組みがあれば、調査の過剰分は軽減できるのではないかと考える。もちろん、目的が違う、内容が違う場合があるので、必ずしも常に使えるわけではないと思うが、どういう局面で、どのような条件であれば利用可能であるかという形で検討すれば、一律にはだめであっても、そのような活用は可能になるのではないか。

やはり事業者の負担を減らすという趣旨もあるが、行政側の負担も減らす。それにより社会のトータルコストを下げるという発想でうまく制度を使うこともこれからは重要なポイントだと思うので、省内のいろんな知恵を集めて御検討をお願ひしたい。

(環境省) 確かに、一律に届出を求めるのではなく、一律に届出を外すのではなく、こういうときは届出除外としていいのではないかというものがうまく切り分けられれば、御指摘のように、ちょうど真ん中をとるような形で、ある程度の絞り込みという趣旨は達成できるかと思うので、そういう条件付きの可能性も含めて、今回御指摘を踏まえ、検討を進めるようにしたい。

(高橋部会長) どうもありがとうございます。

それから、30日の期間短縮の制度はいかがでしょう。要するに、県が汚染のおそれなしと判断した段階で工事着手を認める運用の可能性はいかがか。

(環境省) 私どもも他の事例を見たところ、確かに法令によっては期間短縮を認めるものがある。しか

し、土壌汚染対策法においては、都道府県が実際に期間短縮の判断をすることを否定はしないが、今、期間短縮の規定が置かれておらず、他の横並びも考えると、なかなか積極的に短縮して良いということも難しい。今、期間短縮の規定は置かれていないとしか申し上げにくい。

(高橋部会長) ただ、性質として土対法は、大防法・水濁法とどう違うのか。

一括法なら一括して対応できるので、できれば一括法を通していただくと我々としては非常にありがたいが。

(環境省) 土対法と大防法・水濁法は違う。大防法等は特定施設の届出であるため、地歴調査の結果を踏まえて事前に都道府県知事の判断をかませるといふ土対法の仕組みとは違うと思う。大防法や水濁法とは少し前提が違うのではないか。

(高橋部会長) そうなのか。特定施設についての設置もしくは使用方法、ばい煙の処理の方法の変更であるため、土対法と同じではないか。

(環境省) 事前規制という点では、同じかもしれない。

(高橋部会長) しっかり。届出の事前規制がかかっているところで問題がなければ工事の着手を認めるということは、仕組みとしては基本的に同じではないかと思う。

(環境省) 要するに、汚染のおそれの判断にどのぐらいの期間を要するかということと理解した。確かに、水濁法・大防法ともに、「できる」規定となっている。

(高橋部会長) 水濁法・大防法は60日の期間であり、土対法は30日の期間と短いですが、ただ、それでもやはり早くに汚染のおそれがない場合は、早目に工事の着手を認めるべきではないか。都道府県が事業者から工事の着手にかかってよいかと言われたりすることもある。届出後30日を待たずに土壌汚染のおそれがないと判断できる場合、事業者から、どうして残りの期間、着工を待たなければいけないのかと言われ、地方の現場が苦しむこともあるので、うまく御検討をいただきたい。即断できかねるのであれば、事務局とよく交渉していただければと思う。

(大橋構成員) 届出を端緒として、都道府県に汚染のおそれを判断する機会と調査命令を出す機会がある。土壌汚染のおそれが心配であれば、調査命令を出せば良いわけで、既存の知見等含め地歴調査を実施し、汚染のおそれがないと確信を持った段階では、なお行為規制を継続する理由はないので、その段階で着工を認めて、規制から開放してあげるといふ仕組みは成り立つ気がする。その余地を開いていただくと非常に柔軟な対応ができるのではないか。

土壌汚染のおそれが疑われるならば、きちんと30日の期間を確保するという意味の規定なので、土壌汚染のおそれを判断する期間が十分確保できている場合であれば、それ以上の期間、縛りをかけない仕組みにさせていただく必要があるのではないか。

(環境省) すみません。今回のヒアリングにおいては、届出除外に関するお答えを主に用意していたので、期間短縮のほうは余り検討しきれていない部分がある。

(高橋部会長) では、事務局とよく相談していただいて、結論を出していただきたい。

(環境省) 了解した。

(高橋部会長) 本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

<通番38：国定公園の公園計画の変更について、施設の業態変更等軽微な変更の場合に係る事務権限の国から都道府県への移譲等>

(高橋部会長) 積極的に御検討いただけるということで、大変ありがたい。検討のスケジュールはいかがか。

(環境省) 我々としては、すぐにでも検討を始めたい。そこで、まず検討といっても、他の都道府県にも意見や実情を照会するにあたり、照会事項の整理から入りたいと考えている。

また、都道府県の意見を聞くとともに、中央環境審議会の意見も聞かなければならないと思っている。これは今回の提案で問題になった点であるが、現行では公園事業を変更する場合には必ず審議会（自然環境部会）にかけなければならないことになっている。そのため、水族館から博物館に変える場合にも審議会にかけていたが、それを不要とするという話であれば、その整理で良いかについて審

議会の意見も聞きたいところ。

44都道府県からどんな意見出てくるか、審議会からもどんな意見があるのかが見えないため、出口がいつ頃かは、今のところ見通せない状況である。

(高橋部会長) ただ、急がせて申しわけないが、県に照会するのは一月か二月ぐらいでできるのではないか。また、自然環境部会も随時やっているのではないか。

(環境省) 県への照会や審議会にかけるとはそんなに時間がかからないと思っているが、県からどんな意見が出てくるかによってさばき方を考えなければいけない。

まず、照会の仕方については早急に検討を始めたいが、それを踏まえて、44の都道府県があるため、どのような意見が出てくるかというところ。

(高橋部会長) どこにどういう形で聞くかという話もかなり微妙な問題があるため、聞き方については事務局とよく御相談いただければと思う。

あと、なるべくフレキシブルに転用できるようにというのが私どもの願いではあるが、中環審の自然環境部会に諮ることをなくすとすると、いろいろそぐわない施設に変わる懸念があると思う。しかし、そこは県にも環境審議会があって、環境に御知見がある方もいらっしゃるのので、例外については県の環境審議会によりきちんと歯どめをかけることで一定の合理化が図れるのではないかと思うので、私どもとしては可能な限り、現状よりもフレキシブルな形で変更が可能となる方向で御検討いただきたい。

(環境省) 了解した。

(高橋部会長) その方向はよろしいということか。

(環境省) しっかり。提案については、合理性がある御指摘と思い、その方向で具体的な検討を始めたい。

(高橋部会長) ほかはいかがか。

(伊藤構成員) 確認になるが、やはり提案団体では既存の施設が非常に老朽化し、あるいは経営難になって、他の業態に変更したいということもあり、民間の投資をかなり呼び込んで、積極的に活用したいと考えている。もちろん、環境との調和は必要だが、他の都道府県に照会をかけるときも、例えば同じ支障事例がないか等の点も含めて、ぜひ御確認いただきたい。また、やはり民間の投資を入れて、場合によっては新しい施設にするときの意思決定の時間が現状では非常に長くかかってしまって投資を呼び込めない。そこで、先ほど部会長がおっしゃったように、県の審議会で確認ができ、環境の観点から保証ができるのであれば、今の仕組みをもう少し柔軟に変えていただくという方向で御検討いただきたい。

(環境省) 今の高橋部会長、伊藤先生からいただいたとおり、県の審議会の知恵もあるのではないかとこの指摘も踏まえて、検討してまいりたい。

(高橋部会長) どうぞ。

(大橋構成員) 今の仕組みが国の計画と県の事業という二重のチェックシステムになっているが、公園計画に記載されたものを後に変更する場合に、県の段階で、周りの環境に全く関係のないような変更の場合も自由に変更を認めてほしいという趣旨ではない。そんな似つかわしくないようなものは県の事業の審議会でチェックでき、むしろ県がやはり公園事業を管理運営の責任主体としてきちんと対応できるかを確認いただいて、それが確認できれば、そこを信頼して、類似関連施設の中では柔軟に変更ができる仕組みにさせていただくと非常にありがたいと思う。

(環境省) どこまで柔軟にするのか。県が公園事業を実施しているのだから県が審議会に諮って柔軟に変更できるようにすれば良いのではないかとこの案も私も少しは考えたが、今の公園計画の決定の段階では、県の申し出を受けて、環境省が中央環境審議会に諮って意見を聞いているので、そうして定まった計画を、県が実施主体だから、あるいは県の自然環境審議会にかけるとのことからということで、変更は全て県に任せるとしても良いとするのも、果たして制度として一貫性があるのか。

もうそうしても良いのではないかとこの意見もあるが、だったら、それは国定公園ではなくて県立自然公園と何が違ってくるのかといった話もあるため、もう少し整理をしたいと思っている。

(高橋部会長) どうぞ。

(大橋構成員) もちろん、一番究極的には県に全て任せるということだが、例えば集団施設地区では、ある程度、類似施設という枠を持って運用している。だから、このやり方を参考にしながら、中間項があるのではないかとということなので、そこも含めて御検討いただければと思う。

(環境省) 了解した。まさに専門部会からも、号の中での変更ぐらいはもう少し柔軟にできないかという御指摘をいただいたので、そうしたことを軸に考えていきたいと思っている。

(高橋部会長) 現行の施行令の号の作り方が今に合っているかという話もあると思うので、それを見直される中で少し枠を広げる号の決め方のようなものを御検討いただければと思う。では、引き続き、ぜひよろしく願います。どうもありがとうございました。

<通番46：新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法等の見直し（国土交通省）>

(高橋部会長) 13件の技術が推奨技術としての評価を受けたことについて、これらの点検の負担軽減のための応用可能性はいかがか。

(国土交通省) それらは現在、技術的な検証をしているところであるが、点検の効率化に資するものや、人手の作業を機械や画像処理等で代替できるようなもの等、実用性のレベルがばらついている。いずれにせよ、専門家が評価を行い、可能なものについてはそれを活用した効率化を図っていくということで、現在、個別の13件の評価中の技術については、例えば打音検査を効率化できるものや、目視の部分効率化できるもの等、それぞれカテゴリーに分けて応募しているため、その実現性や技術的な熟度に応じて効率化を実施していくことになる。

(高橋部会長) 具体的に、どの程度効率化できるという目処が示された技術はあるのか。

(国土交通省) 現在のところはない。これから評価する。

(高橋部会長) これから評価するのか。

(国土交通省) 然り。現在、評価中である。

(高橋部会長) いつ頃評価がなされるのか。

(国土交通省) 可能であれば今年度中に、専門家の評価を1回程度は実施したいと考えている。

(高橋部会長) その結果、何か出てくる可能性はあるのか。

(国土交通省) 現在、評価している段階で玉石混交の状態であるため、現段階で、そのうち幾つが出てくるとは申し上げる段階にない。

(高橋部会長) どのくらいで目処が立つのか。あと2年のうちに、できるものがあれば活用するというのが提案団体の提案の趣旨からすれば一番素直な実現の仕方であると思料するが、目処としては、その2年の中で十分に活用できるタイミングで公表いただけるよう進むのか。

(国土交通省) 活用可能なものについては活用の見通しがたったところで速やかに公表し、それを活用いただくことはあるが、どの分野でというのは、現在、決まっているわけではない。

(高橋部会長) ただ、ゼロというわけではないか。

(国土交通省) 恐らくゼロということはないと思われる。

(高橋部会長) 13件のうちの幾つとなるかはわからないが、それが活用できるということであれば速やかに活用するという方向でお願いしてよろしいか。

(国土交通省) 結構。

(高橋部会長) その技術については様々な形で周知していただけないかということでもよろしいか。

(国土交通省) 然り。道路メンテナンス会議を年3回程度実施しているため、そのような場を活用し、しっかりと周知していきたい。

(高橋部会長) では、その方向でよろしく願いたい。

(大橋構成員) 取り組みの全体について、総力戦で取り組まなければならないということで、技術革新は技術革新で実施し、それを使いこなす技能革新として研修は研修で力を入れて実施し、他方で体制づくりの必要もあるため、その体制づくりも実施していくと思われる。体制面では、地方公共団体レベルではこのようなことに対する体制が不十分な部分があり、今回説明のあった地域一括発注という仕組みをとれば、様々な利点は見えてくるところがある。まとめて点検を実施することで時間短縮

の利益があり、また全体で点検を実施することにより知見的にフォローアップすることができる。この仕組みを積極的に進めていただくことで、体制づくりのボトムアップが可能となるのではないかとと思われる。

そこで、先ほど説明のあった地域一括発注の活用率35%、605市町村という数字については、平成26年から平成28年にわたり増加していることはデータの上で確認できるが、全市町村の3分の2が未施行であるため、ここに発展の余地があると考えられる。地域一括発注を普及していく上では何が支障なのか。委託費用などが問題なのか。それとも、これがまだ周知されていないということなのか。その点について、さらなる拡充・発展の見通しや、力を入れる方針等を御説明いただきたい。

(国土交通省) この地域一括発注については、発注の手間が省力化され、特に小さい市町村であって、土木関係の技術者を専門職として採用していないようなところについては、積極的に活用してほしいと考えており、発注経費も含めた交付金などの支援を行い、活用いただいているところ。

行政単位が比較的大きい市町村であって、土木の専門職を有しているところについては、技術者の育成の観点からも、可能であれば県に委託をせずに独自に点検を実施したいというところもあると聞いている。そのため、可能な範囲内で省力化していただくということを、定期的な会合の場で省力化した事例等を紹介し、活用を促していくよう今後とも普及・啓蒙していく。

(大橋構成員) 普及の余地は余り認識していないということか。

(国土交通省) 基本的に、地域一括発注制度は地方に十分認識されていると考えている。これを活用するか否かについては、発注を市町村で実施したい、職員を育成したい等の様々な観点から自前で発注したいという意向があるため、余り押しつけにはならないよう配慮し紹介していくことになると思われる。

(高橋部会長) 交付金は、必要とするところには必ず配分される予算措置となっているのか。

(国土交通省) 基本的に、橋梁の補修・点検に関しては、要望があったところには、削減せず全額交付金を配分するというのが基本的な考え方である。一部、配分されなかったという可能性はないわけではないが、橋梁の点検・補修については重点事業であるため、交付金手続としては、基本的に最大限、100%要望を受けるということでお知らせしている。

(高橋部会長) では、財政的な心配もないということを含め周知・促進を図っていただきたい。

現在、順調に点検が実施されているという説明があったが、トンネルについては3年が経過した時点で47%の進捗とあるが、あと2年で残り53%実施することとなると、1年で26%ずつ実施していかないと達成できないということになると思われるが、大丈夫か。

(国土交通省) 進捗管理をしている中で、当方のデータでは、例えばトンネルについては、まだ残っているものが1団体当たり1.3個で、附属物については1市町村あたり1.7個となっている。

橋梁については管理数が、例えば市町村管理のものは数十万単位の橋梁があり、市町村当たり数百個あるが、トンネルの場合は市町村当たり1個か2個というレベルで、数が多くない。市町村の中には、トンネルの点検を4カ年目または5カ年目で実施したいというところがあると聞いており、点検数が多い橋梁の方から先に点検に着手しているという実態があると理解している。

(高橋部会長) では、数が多い橋梁から実施し、少ないものは最後にまとめて実施する方針ということか。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) 貴省としては、全ての点検を5年間で完了すると見越しているということか。

(国土交通省) 然り。それを目指して実施している。

(高橋部会長) そのためにも、ぜひ省力化の技術の普及と地域一括発注の支援について、市町村の立場からぜひよろしく願います。

また、次の点検サイクルに向けた省力化・効率化という点について、現在までの経験に基づき、3年後を見越した検討ができないかと思うが、いかがか。

(国土交通省) 点検の頻度等については、点検頻度や点検の内容を総じて、現行の5年に1回の基準を制定した当時、先ほど説明したそれぞれの分野での専門家や法学的な専門家によって構成される社会

資本整備審議会道路分科会で議論し、どの程度の頻度が適切かということで決定した経緯がある。

一方で、このような意見があることも当方としては重く受けとめているため、まずは、分野別の委員の方々に個別に、このような意見があるがどうお考えになるか、という相談を開始させていただきたい。その結果、最終的にどのように頻度を変更するかということは、現時点では申し上げにくいところがあるが、このような意見を踏まえて、今後審議をしていくという方向に導いていきたいと考えている。

(高橋部会長) 次の点検サイクルが始まってから制度設計するというより、半年程前に、次はこのようなサイクルでこのように点検を実施する、ということが決定してから次のサイクルが開始すると思われるが、あと1年程度しか事実上の準備期間はないため、早急に検討を始められるのだろうと思われる。そのようなスケジュール感の認識でよろしいか。

(国土交通省村山課長) いつまでというのは、まだ委員の方々に話を始めていない段階では申し上げにくいですが、当省としては、まずは委員の方々にこのような内容の意見があるという相談を行い、先ほど申し上げた観点も説明しながら、次の2回目の点検サイクルに間に合わせるべきとの意見もあるということを委員の方々に説明していくというように考えている。現時点でいつまでというのは申し上げにくい。

(高橋部会長) それはそうだと思う。

(伊藤構成員) 今回、提案団体が非常に多く、現場では財政的にも技術的にもかなりぎりぎりの状態で今回の点検を実施しているというところが非常に多いと認識している。次のサイクルに入る際には、ますます人口が減少し、職員もかなり減ってきているという地方公共団体も多くなってきていると考えられるため、今回の5年のサイクル以上に厳しい状況となることが予想される。実際の技術面での妥当性ももちろん重要であるが、地方公共団体が点検をきちんと持続可能にできるかどうかということ、地方側の意見も踏まえた上で、次のサイクルについて専門的な観点から検討いただきたい。

(国土交通省) 承知した。

(高橋部会長) 専門家の方は、これはかくあるべしというのがあり、それに逆算してという考え方もある。他方、逆に現場からは、現実があって、そこからという考え方もある。両者、バランスよく政策を立てることが適切だと思うため、専門家の意見と同時に現場の声も適切に反映しつつ検討いただきたいのでよろしくお願いします。

(国土交通省) 承知した。基本的には現場の意見と専門家の意見と、両方を図りながら検討したい。

<通番 18：喀痰吸引等業務に関する登録等事務の都道府県から指定都市への移譲（厚生労働省）>

(高橋部会長) 喀痰吸引業務の登録業務は、自治事務なのか。

(厚生労働省) 自治事務である。

(高橋部会長) 対応については、通知により情報提供を促すとのことだが、通知は技術的な助言にすぎない。例えば法律を改正するとともに、登録情報を市町村、最低でも中核市まで通知することはできないのか。

(厚生労働省) 通知による措置を考えている。ヒアリングの前に、いくつかの指定都市に対して情報収集を行ったところ、「現状においても必要な情報を得られる関係性であるため、権限移譲は不要である」とか、「監査体制を整えるために人員を増員する必要性等が出てくるので、引き続き都道府県で登録事務を行ってほしい」とか、「情報交換にかかる事務負担はほぼないので、運用上でやってもらえばいいのではないか。」といった意見が聞かれた。一方で、「国から通知が発出されれば助かる」とか、「メール等で簡易に情報共有できる」という意見も聞いたので、制度が始まったばかりということもあることから、こういった指定都市の意見を踏まえ、まずは通知で措置し、指定都市に限らず、中核市や、一般市町村についても情報共有できるような体制をつくっていくことが大切だと考えている。

(高橋部会長) 居宅サービスを提供する事業所において、喀痰吸引業務に従事できない人が喀痰吸引業務を行った場合、制度上、中核市まで指導することは予定されていないのか。

- (厚生労働省) 介護保険法上の指定権限及び指導・監督権限を有しているの、それに基づいて指導・監督することはできると認識している。
- (高橋部会長) 要するに、喀痰吸引業務について、何らかの問題点があった場合については、介護保険法上の指定、指導・監督権限を行使して指導することはできる。
- (厚生労働省) そのところはもう一度、整理をさせていただくが、指導することはできると考える。
- (高橋部会長) 要は、居宅サービス事業所については、指定都市や中核市に指導権限があるのに、喀痰吸引業務に関しては、誰が喀痰吸引業務に従事できるかについての情報がないため、うまく指導・監督権限を行使できないというのが一番の支障となっている。
- (厚生労働省) 介護保険サービスについては、地域密着型サービスの場合は、一般市町村も指導権限を有しているの、地域密着型サービスを提供する事業所については一般市町村が指導している状況である。そのため、権限の移譲により支障を解消しようとした場合、指定都市だけではなくて、中核市や一般市町村にも権限を移譲することになると考えるが、それは実態としては非常に難しいのではないか。
- 喀痰吸引業務の制度の普及が進んだ時点で、将来的に、指定都市への権限移譲の可能性を否定はしないが、さすがに一般市町村まで移譲できるかという点極めて難しい。
- (高橋部会長) 介護保険法上の指導の視点と喀痰吸引業務の指導の視点は、全く同じ視点なのか。
- (厚生労働省) 視点は違うかもしれないが、指導・監督する点においては、重なり合う部分はあると考える。
- (高橋部会長) 喀痰吸引業務について不適切な事例があるなど、何かしら問題が起こったときに、介護保険法上の指導・監督権限で対応できるということをはっきり言っていたらいいかと、市町村としては不安だと考える。
- (厚生労働省) 提案団体が求めているものとしては、自らが指導したいということよりも、情報がほしいということと考えている。
- (高橋部会長) 指導の前提として情報がほしいということだと思ふ。指定都市が自ら指導する上で情報がなくて困るといふ話なので、そこは喀痰吸引業務についてきちんとした指導ができるということを確認していただきたい。
- (厚生労働省) 明確にした上で、通知で実施することについての論点になると思うが、都道府県、指定都市だけではなくて、中核市や一般的な市町村についても情報が提供されやすい仕組みを整えてはどうかと考えている。
- (高橋部会長) 通知することを法定化することでなにか支障が生じるのか。登録業務は都道府県に残る。
- (厚生労働省) 本件に限らず、いろいろな業務を取り扱っている上で、県の情報を市が共有してほしいという局面はたくさんあるが、施設所管庁と法人所管庁とで情報をきちんと共有するよにという通知を出して、それで実効性も担保できているので、本事案についてだけ情報の共有について通知では実効性が確保できないということはないと考える。
- 逆を言えば、通知を出せば実効性が確保できると考える。もし、本件を法令上担保することになれば、ほかにも山のように情報共有すべきということも法令上担保しなくてはならない。たくさん法律に明記して、自治体の手足を縛るといふのもどうかと考える。
- (伊藤構成員) 支障事例としては、情報が共有されていないということと同時に、実際に不適切な事例を見つけて立入検査をするときに、登録権限を持っている県と指定都市がかなりのコストをかけながら調整し、両者で対応しなければいけない。その非効率性についても支障だと言っているの、いちいち県とのやりとりがなくとも指導・監督ができるような仕組みにできないのか。
- (厚生労働省) どれぐらいの事務量があるのかも含めて指定都市に聞いたところ、「現状においても必要な情報を得られる関係性であるため、権限移譲は不要である」とか、「情報提供にかかる事務負担はほぼない」といふことを聞いている。
- 当該事務の負担が多だという意見とそんなに負担にならないという意見の両方があるので、まずは通知で対応したい。

- (高橋部会長) 事務局に聞くが、厚生労働省が指定都市に意見聴取をしたことについて把握していたのか。
- (林参事官) 存じ上げていない。
- (高橋部会長) 事務局に聞くが、調査するときは原則、分権担当と共同で行うことが基本と理解しているが、如何か。
- (齋藤参事官) すべからず相談いただきながらやっている。
- (高橋部会長) 申しわけないが、今の回答は納得できない。
- (大橋構成員) 厚生労働省の方で調査した結果をいきなりヒアリングの場でも出されても、その源泉を調べることができないし、どんな分布で調査結果が出ているのかもわからない状況になってしまう。その状況で、「はい。そうですか。」というわけにはいかない。
- そのため、福祉部局の意見だけでなく、分権担当部局の意見も踏まえた自治体としての考え方を示していただいてからヒアリングするというルールがあったと思う。
- (大村次長) 事務局間で相談させていただいて、実情の確認については、もう一度よく精査をさせていただきたい。
- (高橋部会長) うまく調整しながら、引き続き作業をさせていただきたいと思う。

<通番 19：介護福祉士試験の受験資格に関する見直し（厚生労働省）>

- (高橋部会長) 19-①について、よろしくお願ひしたい。
- (厚生労働省) 提出資料 20 ページの「介護人材確保の目指す姿」という資料をご覧いただきたい。
- 介護職員は非常に人手不足で、数が不足している。提案団体の意見にもあるように、実務者研修ができたことにより、実務者研修を経て受験する人が減ってしまっているという事実はあるが、一方で量とともに質を確保することが大変重要だということで、この間、様々な議論を行い、平成 26 年の法改正で実務者研修を施行した状況である。
- 介護人材確保の目指す姿については、「まんじゅう型」から「富士山型」への移行を目指すもので、以前は介護福祉士もそれ以外の介護職員も職場であまり区別がなく、介護福祉士資格があるからといって必ずしも専門性があるというふう現場で認められていない。それで、処遇もそれほど差がつけられていないという実態があって、一旦就職してもなかなか次にステップアップできるような将来展望がないという状況である。
- こうしたことから、今後は目指すべき姿ということで、上の赤いところに「専門性の高い人材」という箇所があるが、このあたりが介護福祉士あるいは介護福祉士がもっとステップアップしていくような人で、下のほうが青いところで、より裾野を広げて、様々な人材、最近であれば定年退職した人もどんどん入れていこうとか、様々な方を入れていこうということで、機能・役割を分化したいと考えている。そのためにも、介護福祉士はしっかりと質が確保された人にしていこうという発想のもとで改正を行って、実務者研修も入れたという状況である。
- そうした観点から言うと、ある程度、これを改正したことで介護福祉士を目指す人が減るということは想定していたところであり、重要なのは量と質をいかに確保していくかということである。介護福祉士は保育士のような業務独占ではなく、あくまでも名称独占に過ぎず、中堅以上の、ある程度、現場のリーダーとして、今後位置づけていこうということで考えられたものである。
- 10月4日に、介護人材に求められる今後の機能ということで、さらにこの「富士山型」をブレークダウンする議論を専門委員会報告書でまとめたところであり、同じような観点で、介護福祉士は介護職のグループリーダーとして育てていくという位置づけにしようということが取りまとまったところである。
- こうした観点に基づく実務者研修であるため、やはり一定の研修というものは当然のことながら必要で、前回申し上げたように、普通に高校を出て学ぶ場合には 1,850 時間、これを実務者研修の場合は 450 時間、実務、つまり、現場で得ているため、1,850 時間を 450 時間としており、この時間が適正であると考えている。

450 時間について、さらに、前回は申し上げたとおり、通信課程を利用したり、介護職員初任者研修を受講していれば 320 時間まで負担軽減できるということで、こうしたことについては平成 28 年度から施行されたばかりであるということなので、この研修時間について見直すことは難しいと考えている。

それから、医療的ケアについて、先ほどの痰の吸引の研修部分 50 時間について選択制にできないかという御指摘があったが、この医療的ケアについては先ほど申したように、今後の医療的ケアを介護職員にも広げていく観点から不可欠であると考えており、介護福祉士となるからには必ず医療的ケアというものは研修をしてできるようになっていただきたいと考えている。こうしたことについては、今年の 4 月、やはり医療的ケアをもっと拡大すべきという検討会報告書も省内で出ているところである。

ただ一方で、介護福祉士試験の受験者数の減が何故起こっているのか、よく分析したほうが良いのではないかと御指摘もいただいており、我々はその点、もちろん、そのとおりに思っているのですが、2 次回答にもあるとおり、本年度の調査研究事業として、今、原因を分析しているところである。この結果を踏まえて、受験者数減は想定していたとはいえ、もう少し増やせないかということで改善されるように対応を考えていきたいと考えている。

以上が 19-①で、引き続き、19-②について説明させていただきたい。これも前回と同様であるが、介護福祉士養成施設の要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したことと読み替えるということはやはり質の低下を招くおそれがあることと、現行制度上は高等学校で履修した科目を学校教育制度上、大学等で履修したとみなすことはできないこととなっていることから、なかなか難しいことではないかと考えている。

以上である。

(高橋部会長) それでは、質疑応答に移らせていただきたい。

介護福祉士の地位を上げていくことと、単なる名称独占であるというお話をいただいたが、一方でサービス提供責任者の資格要件、従うべき基準の中で介護福祉士が位置づけられている。そのため、介護福祉士の不足により、事業所のサービス提供責任者が確保できないという支障が出るのではないかと。

(厚生労働省) サービス提供責任者は、資格要件の一つとして介護福祉士を挙げられていると承知している。介護福祉士以外にもサービス提供責任者になることができる。

(高橋部会長) しかし、資格要件として介護福祉士を位置づけているのではないかと。

(厚生労働省) それはワン・オブ・ゼムである。

(高橋部会長) では、サービス提供責任者は介護福祉士で十分供給できるということか。

(厚生労働省) ワン・オブ・ゼムであり、介護福祉士以外にも含めて、サービス提供責任者が確保できていると理解している。

(高橋部会長) それは認識しているが、サービス提供責任者に占める介護福祉士とそれ以外の人の割合はどれくらいか。

(厚生労働省) サービス提供責任者の中身ということか。

(高橋部会長) そうである。

(厚生労働省) 申し訳ないが、別の部局が担当になる。

(厚生労働省) サービス提供責任者についても、資料の「富士山型」で言えば、専門性の高い人材であり、ある程度資質が確保された人である必要はあると考えている。

(高橋部会長) しかし、保健師や看護師も足りない中で、介護福祉士についても従うべき基準で定められており、これがサービス提供責任者の供給のネックになる可能性はないか。

(厚生労働省) 申し訳ないが、サービスに係る点の担当は部局が別になる。

(高橋部会長) 私どもの認識としては、介護福祉士の不足がサービス提供のボトルネックになる可能性も将来的にはあるのではないかと危惧を持っている。もしそれがないのであれば、そこははっきり示していただくことをお願いしたい。現状でも介護福祉士が占める割合が低く、他の職種で十分成り立っているのに、介護福祉士が多少減ったとしても十分なサービス提供の体制に支障がないことに

ついて、御証明いただくことが大事だと考えているので、そこはお願いしたい。

(厚生労働省) 御指摘いただいた点については、また検討させていただくが、サービス提供責任者を含めて、ある程度、職場の現場で責任を持ってリーダーとなる層を育てて、その人たちにしっかりとした処遇を提供するためにも、介護福祉士は一定程度、専門性があるという位置づけにしないと、今までの反省としてはそういうものがなかったの、一旦入っても次のステップへのキャリアアップの道筋がない。だから、入って働き続けても全然給料も上がらないし、アップできないということで介護職に入らない人がたくさんいた。この点を解消するために実務者研修を作ったが、そんなことは必要ないというのであれば、そもそも実務者研修を作らなければ良かったということになる。

(高橋部会長) 決してそんなことを申し上げているつもりはなく、実務者研修をゼロにするとか、差異を設ける必要がないということを全く申し上げているわけではない。そこは差をつけつつ、それが現状に合わせて合理的な差としてあるかどうかを検討いただきたいという趣旨である。何も全く差を設けるなという話をしているわけではないので、そこはぜひ御検討いただきたい。

必要な見直しや再検討については、どのようなスケジュールを考えているか。

(厚生労働省) 念のため、誤解がないように申し上げるが、我々としては提案の実現は困難であると考えている。

ただ、そうはいつでも、受験者数の減をどう考えるかということについて、御質問もいただいており、そこは我々も対応しなくてはいけないと思っているので、そこは本年度の予算事業で原因を分析して、来年度早々ぐらいにどういう状況であったかということ踏まえた上で、この介護福祉士試験の受験者数の減対策を講じていきたい。

特に現場で、これは我々、このために聞いたものではないが、別に現場で聞いている話としては、受験者数が減った大きな理由の一つとしては、実務者研修の受講費用がかかる点が多いという話がある。我々、これは補助金を用意しているが、補助金の周知が行き届いていないとか、額が足りないとか、そういうことも出ているので、むしろその方向で何とか実務者研修を受ける人を増やして、受験者数を確保していきたいと考えている。

(高橋部会長) 全くゼロという御回答はなかなか厳しいという印象である。

提案団体の趣旨としても、介護福祉士が増えれば良いので、要するに受講時間の短縮に代わる財政措置をして、きちんと増やすというのが一つの提案団体の趣旨に適ったことでもあるので、そこは是非そういう方向をしっかりとやっていただきたい。

(厚生労働省) 時間数の減については、この時間数は本当に関係者の間で非常に色々な意見があり、むしろ450時間にしたときに短過ぎるという批判が皆さんから出て、それを説得して、ようやく450時間にしたという状況で、これを短くするというのを関係業界、関係者の合意をとれる自信は全くない。

(高橋部会長) では、そこは引き続き事務局とよく相談していただいて、介護福祉士を増やすという方向で御検討いただくのはありがたいので、そこを是非やっていただきたい。

それから、福祉系高校の話だが、これは福祉系高校が今の実情に照らして非常に減少している現状を踏まえると、何とかして対応していかなければいけないと思うが、その辺はどのように考えているのか。

(厚生労働省) 我々としても、福祉系高校の減少とか、養成施設自体も充足率は低くなっているということもあるので、実際、若年層から介護の世界に入っていただくことをどうやっていくべきかということを考えている。

なので、我々、地域医療介護総合確保基金という基金があり、その中でも出前講座をして介護に理解を深めるとか、中学生とか高校生に対して周知活動をしていくとか、あるいは教育関係者にアプローチをすることも含めてやっていきたいと考えている。

(高橋部会長) 今の世代、職業選択の年齢が大分下がってきているので、そういう意味では福祉系高校ではない高校にもうちょっと幅広く入っていくような様々な仕組みも必要なのではないかと思うが、そこはどうか。

(厚生労働省) 我々としても、若年層に向けたアプローチはしてまいりたい。

(高橋部会長) 福祉系高校ではないところにも目配りがされるのか。

(厚生労働省) 全体の目配りはしてまいりたい。

(高橋部会長) 福祉系高校ではない高校でもやったことが何か将来生きるような、路線が敷かれるようなことは考えていないのか。

(厚生労働省) 色々な路線の選択肢があると思うので。

(高橋部会長) 高校で勉強したことは高校段階なのだから大学に生きないとか、全くそれはゼロからやり直さなければいけないとか、そういうことではなくて、積み上げでできるようなやり方とか、そういうものをぜひ御検討いただきたい。

(厚生労働省) 養成施設の入学については、大学入学資格を前提としており、前回も少しお話ししたかもしれないが、この教育制度全般を所管する文科省によると、やはり大学を初めとする高等教育は、大学段階の教育が初等中等教育段階における学習指導要領を踏まえた体系的なカリキュラムに基づく基礎的な学力の習得を基礎に展開されるものであること等から、大学入学資格の修得の判断については高等学校卒業レベルであることを求めることと承知している。

(高橋部会長) しかし、専門知識の積み上げというものは有り得るのではないか。

(厚生労働省) 文部科学省によると、高等学校における学習を大学等における授業科目の履修とみなすことは原則としてできず、大学に編入学することができる高校の専攻科における学習で、かつ大学教育に相当する水準を有すると認められる者に限り、大学等における授業科目の履修とみなすことができる取り扱いとされているものと承知している。

(高橋部会長) 時間がオーバーしてしまったので、文科省ともよく相談して、福祉系高校ではないところから積上げ型でキャリアが生きるような方向をぜひ文科省としても考えていただきたいという方向でお願いしたい。ほかに何か一言あれば。

どうぞ。

(大橋構成員) 全体として質の話がすごく多いが、現場から出ているのは量が足りないということで、それで厚労省のほうからは具体的に介護福祉士の目標数が全然示されていないので、現状でどれくらいの数を足りないとお考えになっていて、それを埋めるという観点から今やっている色々な国家試験とか、そういうもので積み上げてそこを埋めていくということだと思ふ。質の確保の観点ですごく時間を区切って細かく精緻にやっている割には、人員管理の数字が全然出てきていないので、それで結局、量をどう担保していくのだろうかというところがすごく見えにくい。

あと、19—②について、最終的には国家試験をやるわけだから、国家試験というものがあるとすれば、その前の履修状況のところをすごく時間数で受験資格を絞って国家試験を課すのではなくて、そこは前のところを、今、お話に出た積み上げとかという形で少し緩くして国家試験でみれば、ここに出ている質の低下とかということはないのではないかという気がする。国家試験の役割というものも全然話が出てきていなくて、全部、受験資格の前段階で質を担保するという議論もよく分からないところがあるので、その2点を教えていただきたい。

(厚生労働省) 1点目については、我々、まず介護職、介護福祉士だけではなくて、介護職全体で2025年までに約38万人が必要だということで、人材確保の目指す姿としては、まず機能分化を行った上で、その上を引き上げて裾野を広げようという全体の施策をやっているということである。

2点目の国家試験のあり方というものは、我々もすごく長年議論して、10年かかって施行になっているということもあり、我々としては十分に検討しないことではなくて、むしろ十分過ぎるほど議論してきた上で国家試験を導入しているということである。

(大橋構成員) 前者について、38万人足りないということで、その場合、介護福祉士がどれくらい足りないという見通しがあって、それで今やった、今回ふたをあげた試験は志願者半減という形になってしまっていて、それで到達ができていくかという、そういう道筋とかは立っているのか。

(厚生労働省) そういう意味では我々、これが平成27年2月に出た報告書であるが、まず介護職全体の役割分担がまず見えないという現状から出発しており、まずは介護福祉士を機能分化させて、介護福祉士しかできない仕事と業務、あるいは役割を明確化した上で、全体の介護のケアの質を上げてい

こうという流れと、一方で量の確保ということもあるので、介護職全体としてはこういった裾野を、就業していない女性とか、他業種とか、若者とか、中高年齢者、障害者といったものに裾野を広げていこうと、全体で考えているところである。

(伊藤構成員) 繰り返しになるが、この「富士山型」の絵について、やはり専門性の高い人のところがちょっとグラデーションになっていて、全体のどれぐらいの割合が本当に専門性の高い人たちを想定しているのかというのが見えないと、自治体の側もどれぐらいの介護の人材の中で専門性の高い人たちを育成しなければいけないか、あるいはその人たちを実際の事業所に張りつけなければいけないかという見通しが全く立たない。そのため、今回こういう提案が各所から出てきているわけなので、その見通しをもっと明確にする必要があるのではないかと。

(厚生労働省) そういう意味では、機能分化の関係について、10月4日にまさに報告書を取りまとめたところであり、介護福祉士の役割は、介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たす者であるというふうに位置づけて、今年度は養成のカリキュラム改正も含めて検討しているところである。まさにそういう道筋をつけた上で、将来的にはそういったことも含めて検討していないといけないと思っているが、まず、一步一步進めていく。

(高橋部会長) そこは予定調和過ぎて、「富士山型」ということであるが、私どもが聞いているとすごく頂がとがったような山で、専門部分が痩せ細ってしまう運用をされているような印象を受ける。それで質だという議論だけが出てくるので、自治体の要望に応えられない原因がその一番の量の確保というところについての御説明が全体としていただいたという感じがなくて、これはなかなか回答しづらいところがある。

(厚生労働省) そういう意味では、量の話について御説明しようと思えば別の資料をお持ちすればよかったが、この「まんじゅう型」から「富士山型」というのはまさに量も含めた御説明だったので、全体を説明したつもりである。

我々は、介護人材の確保については処遇改善とか、一旦、仕事を離れた人たちが仕事につく場合の再就職準備金とか、介護福祉士を目指す方々への奨学金制度の活用とか、あるいは生産性のアップということで、これは人材確保というよりも効率化の部分ですけれども、ICTとか、あるいは介護ロボットの活用とかといった生産性向上の推進に向けてもやっていって、総合的にまさに取り組むものだと思っている。

私自身も当然、自治体の方から介護職が足りないという話は聞いているので、それに向けて全力を挙げて施策を実施していきたいと思っているところである。

(高橋部会長) 時間がなくなってしまったので、今の量の話について、事務局を通じてきちんと説明資料を御提出いただきたい。また引き続き、どうやって介護福祉士を増やすかという方向で、ぜひ事務局と表現ぶりとか閣議決定の調整をしていきたいので、よろしくお願ひしたい。

本日はどうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

<通番 43：罹災証明制度の見直し（内閣府、財務省、金融庁）>

(大橋構成員) 内閣府の防災担当で、住家の被害認定調査に係る検討の場を設けるということであるが、具体的にこの検討の場の構成の内容については、どのようなことを考えているのか、御教示いただきたい。

(内閣府) 家屋に係る被害の件であるので、家屋の構造等の専門家、それから今回、熊本地震等で問題になった地盤の被害について、その地盤の被害の見方等の専門家等、学識経験者を中心に構成する予定である。

(大橋構成員) これに金融庁とか財務省とか民間保険会社に協力いただく形で、検討の場が構成されるという理解でよいか。

(内閣府) 然り。

(高橋部会長) この検討の場には、地方公共団体が加わる予定はないのか。

(内閣府) 地方公共団体に対しては、このようなことを実施したとか、このような方向で課題があるだ

ろうということについて、ゲストスピーカー等で検討の場に加わり、御発言等をいただくことで対応したいと考えているところである。

(高橋部会長)十分に意見を聞いて検討いただければと思う。また、スケジュールについては、どのように考えているのか。

(内閣府)これから検討会を立ち上げ、年度内に、今のところ4回程度検討したいと思っており、年度内には一定の結論を得たいと考えている。

(高橋部会長)年度内ということか。承知した。

独自の認定については手引きに盛り込んでいくということで、これは対応いただけるという認識でよいか。

(内閣府)然り。

(高橋部会長)それから、いわゆる簡素化についても、結論を得て手引きに盛り込んでいただくということで、実現の方向で検討いただくということでよいか。

(内閣府)然り。

(高橋部会長)再検討の視点に沿った形で回答いただき、残ったものは検討の場で、十分に地方公共団体の意見も踏まえながら、良い方向で検討していただけると認識している。結果を期待しているので、是非、何とぞよろしく願いたい。

<通番41:大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とするよう見直し(内閣府、総務省)>

(内閣府)熊本地震などの際に、派遣の根拠が明らかでないことにより、指揮権や費用負担といった点で問題が生じたが、これらの問題について、再検討の視点において、災害対策基本法の改正等に向けて内閣法制局を含めた関係府省と調整を行った上で、当該調整結果について示すよう指摘を受けているところである。

この点について、現在、当方は関係省及び内閣法制局と調整を進めているところであり、引き続き、現行法制度での対応の可否や他の法制度との整合等の観点から、検討を進めていきたい。

(高橋部会長)引き続き、御調整いただきたい。

<通番42:災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し(内閣府)>

(内閣府)災害援護資金の貸付けの利率は法律で規定されているものであるため、条例などで引き下げることが可能とならないという問題については、2次回答の最後の部分に記載しているように、自然災害による被災世帯の生活の立て直しを目的としている本制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引下げ等について、検討を、引き続き、進めてまいりたいと考えている。

(高橋部会長)法改正で対応するということがよいか。

(内閣府)然り。その方向で内閣法制局と相談をしていきたいと考えている。

(高橋部会長)閣議決定には間に合うのか。

(内閣府)閣議決定に間に合うかどうかという点については、何とも答えられないが、鋭意調整を進めてまいりたい。

(高橋部会長)承知した。法改正により対応するという方向で、是非、引き続き、検討いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)